

第1 安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備

すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、子育てに係る支援策を充実させるなど、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

1 子どものための現金給付制度

1兆3, 940億円(2兆77億円)

(1) 子どものための現金給付

1兆3, 416億円(1兆9, 577億円)

平成24年度以降の子どものための現金給付制度については、「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」附則第2条の規定等に基づき、同法に規定する子ども手当の額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として法制上の措置を講ずる。

(注1) 所得制限世帯への措置を含めた制度の在り方については、予算編成過程で検討し、結論を得る。

(注2) 概算要求額については、平成23年度予算の負担ルール（子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給し、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担）を当てはめて国庫負担額を要求。財源構成等については、予算編成過程で検討し、結論を得る。

(2) 地方での子育て支援サービスの拡充等のための交付金の交付

524億円(500億円)

地方独自の子育て支援サービスの拡充のための事業や、「子ども・子育てビジョン」の実現に向けた地域子育て支援拠点や一時預かりなどの設置促進等に対して、交付金を交付する。

※ 「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化に要する費用については、後述次ページ参照。

2 待機児童の解消などに向けた取組 4, 810億円(4, 490億円)

(1)待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

4, 322億円(4, 082億円)

待機児童の解消を図るため、保育所等の受入児童数の拡大を図る。また、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、延長保育(54.9万人→58.0万人)、休日・夜間保育(休日：9万人→10万人、夜間：196箇所→224箇所)、病児・病後児保育(延べ115.5万人→延べ143.7万人)などの充実を図る。

(2)放課後児童対策の充実

317億円(308億円)

総合的な放課後児童対策(放課後子どもプラン)の着実な推進を図るとともに、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブの箇所数の増(25,591箇所→26,310箇所)を図る。

(3)「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化(新規)【重点化】

124億円(100億円)

待機児童解消に先駆的に取り組む自治体を対象に実施している「待機児童解消「先取り」プロジェクト」について、現在検討中の「子ども・子育て新システム」を踏まえ、対象を待機児童のいる全ての自治体にまで拡大するとともに、グループ型小規模保育事業での緊急時の安全対策等を管理する人の配置に要する経費や職員の配置等の基準を満たす認可外保育施設の開設準備に要する経費等について、新たに財政支援を行う。

また、「地方版子ども・子育て会議」の設置や小規模かつ多機能な保育事業の実施により、保育サービスの供給が不足している地域にきめ細かく対応するモデル事業を創設する。

(4)電力需給対策に対応した休日保育等の提供【復旧・復興】

36億円

電力需給対策の実施に伴う企業等の早朝・夜間や休日への就業時間等の変更により、休日保育等が必要となる児童に保育サービス等を提供する。

(5)児童福祉施設等の事業復旧に係る再開準備経費等の支援【復旧・復興】

10億円

東日本大震災により被災した児童福祉施設等の事業再開のために必要な備品・設備の復旧費用について財政支援を行う。

3 児童虐待への対応、社会的養護の充実など

995億円(945億円)

(1)虐待を受けた子ども等への支援

925億円(889億円)

①児童虐待防止対策の強化等(一部新規)

児童の権利利益を擁護する観点から、本年5月に成立した「民法等の一部を改正する法律」により親権制度等の見直しが行われたことに伴い、保護者指導や児童相談所の法的対応の強化を図るとともに、法人等による未成年後見人制度の普及促進等を図るため、新たに支援制度（未成年後見人に対する報酬や未成年後見人が加入する損害賠償保険料の補助）の創設等を行う。

②家庭的養護の推進(一部新規)

児童養護施設等の小規模化・地域分散化を図り、家庭的養護への転換を推進するため、里親への委託や、ファミリーホーム（80箇所→120箇所）、小規模グループケア（713箇所→743箇所）、地域小規模児童養護施設（210箇所→240箇所）の増を図るとともに、既存の建物の賃借料の措置費算定を行うことにより、賃貸によるファミリーホーム等の実施を推進する。

また、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの支援を行う里親支援担当職員を配置する。

③被虐待児童等への支援の充実(一部新規)

社会的養護の施設等でのケアの充実を図るため、乳児院に配置する被虐待児等個別対応職員の配置の拡充、児童養護施設等の第三者評価の受審とその結果の公表の義務化に伴う経費の措置費算定、一時保護所への看護師の配置や里親への一時保護委託費の充実、児童家庭支援センターの箇所数の増（108箇所→112箇所）や心理療法担当職員の常勤化の推進（26箇所→50箇所）を図るとともに、児童養護施設等の人員配置の段階的な引上げについて検討する。

④要保護児童の自立支援の充実（一部新規）

児童養護施設等を退所する児童の自立支援の充実を図るため、児童の就職や大学等進学時の自立生活支度費の充実、自立に役立つ資格取得に要する経費の支給や母子生活支援施設に入所している児童の進学時に要する経費の支給を行うとともに、自立援助ホームの箇所数の増（93箇所→115箇所）等を行う。

⑤児童虐待防止医療ネットワークの推進(新規)

地域の医療機関が連携して虐待の早期発見・介入等の対応を行う虐待防止体制の整備を図るため、都道府県の中核的な小児救急病院等に虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関への研修、助言等を行う。

(2)配偶者からの暴力(DV)防止

58億円(56億円)

配偶者からの暴力（DV）被害者に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

(3)子どもの心のケアの支援体制の構築【復旧・復興】

12億円

東日本大震災により被災した子どもの心のケアなどの支援体制を構築するため、巡回支援等を行う専門家（医師、心理担当職員、保育士等）の被災自治体への配置、専門家派遣の支援体制の整備などを行う。

4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

1, 946億円(1, 887億円)

(1)ひとり親家庭の就業・生活支援等の推進

37億円(36億円)

母子家庭の母等への就業支援を中心とした総合的な自立支援施策を推進するとともに、養育費の確保や面会交流の支援、学習ボランティアによる児童の学習支援の推進を図る。

(2)女性の就業希望の実現(再掲・42ページ参照)

23億円(22億円)

(3)自立を促進するための経済的支援(一部新規) 1, 869億円(1, 819億円)

ひとり親家庭の自立を支援するために支給する児童扶養手当について、配偶者からの暴力（DV）被害者は、裁判所の保護命令が発令される等の要件により支給対象とする。

また、母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

(4)被災した母子家庭等への経済的支援【復旧・復興】

8億円

東日本大震災で被災した母子家庭等に対し、母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

5 母子保健医療対策の推進

275億円(262億円)

(1) 不妊治療等への支援

107億円(99億円)

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

また、不育症に悩む人への相談体制の充実を図るとともに、HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）の母子感染に関する保健指導の推進を図る。

(2) 小児の慢性疾患等への支援

165億円(161億円)

小児期に小児がんなどの特定の疾患に罹患し、長期間の療養を必要とする児童等の健全育成を図るため、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担を軽減する。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

6 育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の充実）（再掲・42ページ参照）

95億円(97億円)